

第94回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：平成26年7月1日(火) 14:00～16:00

2 場所：中央合同庁舎第2号館 1002会議室

3 出席者

座長 大森 彌

秋山 收

加藤 陸美

小早川 光郎

関口 一郎

松尾 邦弘

(総務省) 行政評価局長 渡会 修

大臣官房審議官 岩田 一彦

行政相談業務室長 花田 聡

4 議題

(1) 事案

- ① 健康保険・厚生年金保険料の超過賦課分に係る延滞金の還付又は充当について(新規)
- ② 軽自動車税の減免に係る申請期限の見直し(新規)
- ③ 自宅買換えの際の介護保険料の減免(新規)
- ④ 児童扶養手当に係る申請を行う際の、扶養親族等の人数の認定(継続)
- ⑤ 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票日の統一(継続)
- ⑥ 航空基地周辺の住宅防音事業への助成の見直し(継続)

(2) 報告

- ① 留置施設の被留置者を刑事施設へ移送する場合の処方薬の取扱いの改善(回答)
- ② 職業訓練受講給付金の支給審査に当たって収入に交通費を含めている取扱いの見直し(回答)
- ③ AEDの設置拡大、適切な管理等(回答)

5 議事概要

(1) 事案

① 健康保険・厚生年金保険料の超過賦課分に係る延滞金の還付又は充当について

事務方から付議資料に基づいた説明が行われた。

(小早川委員)

滞納保険料はしっかりと徴収するが、徴収し過ぎることとなる延滞金額を遡及更正しないといった取扱いはバランスを欠くのではないか。

被保険者資格喪失届を出していないということは形式的なものに過ぎず、これを理由として、取り過ぎたものを返さないことにより徴収し過ぎることとなる（延滞金額を遡及更正しない）のはバランスが悪い。

本件のようなケースの数は少ないと思われるので、事業者からの申出があった場合のみ対応（遡及更正）すれば問題ないのではないか。

(松尾委員)

厚生年金等の保険料に過誤納付があった場合には、保険料を繰り上げて納付したとみなす、厚生年金保険法等の規定は、全体のあるべき姿として問題はないものの、本件のようなケースで対応できないとする理由とは異なる次元の説明である。

本件のようなケースは、極めてまれに生じるケースであり、（還付する等）適正に処理することとしても、膨大な事務量にはならないと思われるので、事務的には対応可能ではないか。

保険料額に過誤があった場合、徴収者である保険者は緩やかに対応すべきで、納付者の利益になるよう解決する方向で検討すべきではないか。

(加藤委員)

検討の方向性としては、松尾委員と同じである。

厚生年金及び健康保険の制度は、他の社会保険制度に比べて、古い制度であるから、このようなケースが生じているものと思われる。

(秋山委員)

本件のようなケースでは、保険者側の不当利得に当たるのではないだろうか。

本件のようなケースでは、一般法理で対応することも可能ではないだろうか。

事業者側からの申出（資格の喪失届の提出）により、過誤納付された保険料額が訂正されるのであれば、本件のようなケースはレアケースであろうから、事務手続きとしては難しい問題ではないだろう。

事業者側の申出により、滞納保険料額に過誤が生じた場合は、保険料額を更正することをもって延滞金額も更正すべきである。

(大森座長)

本件は、各委員から出された意見の方向で進めるべきと考える。滞納保険料に過誤があった場合は、申出により保険料額を更正し、更正された保険料額により延滞金額を算出すべきと考える。

② 軽自動車税の減免に係る申請期限の見直し

事務方から付議資料に基づいた説明が行われた

(関口委員)

総務省では、市町村の税務当局が減免の判断を行うために一定の期間が必要だとしているが、申請者が身体障害者であるか否かは税務当局が判断するわけではなく、難しい判断を要さないのではないか。

(秋山委員)

減免の要件は、納税義務者が身体障害者等である場合だけなのか。

(事務方)

軽自動車の所有者と身体障害者等が一致する場合だけでなく、たとえば身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車も減免の対象となる。

(秋山委員)

それは審査が必要なのではないか。2回目以後は形式的な審査で済むかもしれないが、当初の申請時には審査が必要なのではないか。納期限最終日に減免申請書が提出された場合に形式的な審査で済むという話になるのか疑問に感じる。

(事務方)

抽出して確認した市町村からは、時間を要するような審査はやっていないと聞いている。

(秋山委員)

総務省が制度を作ったときには、市町村でどのような運用が行われるのかが分からなかったので、税条例(例)で、おそらく税務当局は審査に時間が必要だろうということで7日の期限を設けたのではないかと推測される。

(大森座長)

仮に総務省が減免申請期限を変えるよう技術的助言等を行っても問題が起こるわけではない。納期限まででいいのではないか。7日に限定する理由はない。

(松尾委員)

納期限のぎりぎり10日前に納税通知書を交付されると、納期限まで10日しかないし、減免申請期限が納期限の7日前といたら減免申請まで2日か

3日しかない。そのため、これは、余裕をもって納税通知書を送りなさいということが言えるのではないか。

(秋山委員)

申請から納期限までの間の審査期間が必要だという議論がどのくらい現実性、合理性があるのかということが一つにある。納期限までに申請をすればいいという運用をしているところが多いということは現実問題としてはあまり時間をかけた審査はやっていないということになるのではないか。

また、10日前に納税通知書を交付することになっているが、実際はだいぶ違っているのか。10日前というのは法定事項なのか。

(事務方)

地方税法に基づくものである。

(秋山委員)

10日前ということは法定事項なので、右から左に変えるわけにはいかない。それと横並びの問題もあるかもしれない。ただし、現実にもっと期限が長くおかれているのであればそこを制度として再考するという余地があるのではないか。

それから、減免申請期限が納期限の7日前なのか納期限までなのかということは、先ほどの審査を要するということが理論的には考えられるが、實際上、時間を要しないということであれば、それは納期限まででもいいのではないか。そこは現実をもう少し調べる必要がある。

(大森座長)

実際に色々と自治体のケースを調べて、現実的に市町村が税条例(例)と異なる運用をしているというケースを示すことは可能ではないのか。そのことによって間接的に色々な対応の柔軟性を実現することが可能であることが周知できる。

(小早川委員)

困るのは、減免申請を希望する者が、納税通知書の交付を受けてから4日以内に申請をしなければならないおそれがある点である。今まで色々議論があったようにその期間を広げる手立てはいくつかあるが、納税通知書を交付しなければならない期間をもっと前に持つて行くのがいいと思う。そこで、地方税法第446条第2項で納税通知書の交付は10日前までにとあるが、これは遅くとも10日前までには交付しなければならないということなので、おそらく条例でもっと早めることが可能なのではないか。

減免申請期限を納期限に一致させるか、させないかという議論もあるが、減免申請の窓口と徴収の窓口とが違って、そこで齟齬が生ずると困ることが理屈としてはあるのかもしれない。

(大森座長)

実際には市町村が条例でやっているの、条例を変えてもらわないと直らない。それを総務省がどういう形であれば柔軟に対応が可能であるかということと言えるのか。

今日の議論の中でいくつか出た論点で、先方の感触なり意見を聞いてみてはどうか。市町村においては多様な運用が行われていることについてどう考えるか。もう少し確かめてもらった上で判断したい。

(小早川委員)

10 日前に交付ということ条例で自由に変えられるということ、総務省が技術的助言等で積極的にPRしてもらえらるるのであれば、私はそれがいいと思う。

もう一つは、減免申請期限を納期限の10日前までに設定している市があるが、制度的には納税通知書と同時に申請期限が到来してしまうこともあり得る。納税通知書が交付される前にも減免申請はできるということなのか。その点について念のため調べてもらいたい。

(大森座長)

加賀美委員もそのようなご意見か。

(事務方)

加賀美委員からいただいたご意見は、本件については、①障害者を対象とした制度であれば分かりやすい制度が望ましいということと、②一つには7日前の減免申請期限を納期限までに改めること、又は、遅くとも10日前までとされている納税通知書をより早く送付するようにすることが望ましいのではないかということである。

(大森座長)

小早川委員がおっしゃったことも含めて総務省にいくつか調べてもらうこととし、次回また諮ることとしたい。

③ 自宅買換えの際の介護保険料の減免

事務方から付議資料に基づいた説明が行われた。

(秋山委員)

総所得金額等は、既に後期高齢者医療保険料や国民健康保険料の計算に用いられており、介護保険料に用いるために再計算する必要はないのではないかと。

(小早川委員)

介護保険料の算定に総所得金額等を用いた場合に相当する減免措置を条例で設けることは、神奈川県特例企業税の最高裁判決と同様に認められないとい

うことか。

また、自宅を買い換えて手元にお金が残っていないことは、譲渡所得の特別控除の範囲をどこまでにするのかとは全く別の話である。合計所得金額を用いることの合理性について議論することはできるが、それは介護保険制度発足時に議論されて決定されたものであり、それを合理的ではないということは難しいのではないか。合計所得金額を用いることの合理性を押し出すのであれば、もう少し整理してほしい。

(大森座長)

負担の応能主義の原則に基づく介護保険制度では、自宅買換え時の介護保険料の減免条例は違法ではないと考えられるが、このことについて厚生労働省はどのように考えているのか。当初、自宅の買換え時に保険料が跳ね上がることは想定されていなかったが、これは応能主義の原則に反するという事で地方公共団体が条例で導入しているのではないか。こうした事態の変化が起きていることについて、事務局で確かめてほしい。

④ 児童扶養手当に係る申請を行う際の、扶養親族等の人数の認定

事務局から付議資料に基づいた説明が行われた。

(大森座長)

事務局としては押しにくいという感じなのか。現在扶養している児童の手当を請求するのだから現況の扶養親族等の人数を用いることはおかしいことではないという理由で押すしかないか。

(小早川委員)

離婚により子供を扶養して経済的に困っている人を救うという児童扶養手当の趣旨・目的からして、前年の扶養親族等の人数を前提とするのは背理だ。そこは他の制度とは違うところなので、扶養親族等の人数を現況で計算し、所得税法上の扶養親族等の人数が分かった段階で、変更があった受給者について後から調整する仕組みにすれば、事務量の増加も抑えられるのではないか。

(加藤委員)

現在の取扱いは、受給資格の発生時点によって期間の長短はあるが1年間我慢しなさいという話であるが、現実とは違い過ぎるので、現実に合わせる方が良いと思う。

(小早川委員)

来年からは現状に合った支給がなされるので待ってくださいというのは1つの理屈ではあるが、児童扶養手当制度は、家族状況が変わって本当に困っている状況があるので、それを1年待ってくれというのはおかしいのではないか。

(大森座長)

基本的には現状に合わせ、現状を救済しなければならない。必要があれば法律を改正すべきではないか。法律改正が大変だということは重々承知の上で、この方向で検討できないか押してみても、その上で判断したい。

⑤ 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票日の統一

事務方から付議資料に基づいて説明が行われた。

(大森座長)

先生方、特段のご意見がないようでしたら、本件については、事務方においてタイミングを見極めた上で総務省自治行政局に対しあっせんすることにしませう。

⑥ 航空基地周辺の住宅防音事業への助成の見直し

事務方から付議資料に基づいた説明が行われた。

(松尾委員)

高齢者、乳幼児、障害者の社会的弱者を優先して工事を行うよう地方防衛局に徹底させることは一定の改善を図るものであり、何らかの形であっせんをしたら良いと思うが、あっせんをする上で、このような費用負担については、こう考えるべきであるという行政苦情救済推進会議の考え方を前文に記述する必要があるのではないか。「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」が助成を設けた趣旨は、国と住民の間で速やかに防音工事を実施しなければならないという権利義務の関係とするのか、予算の範囲内で諸事情を勘案して、できる範囲で実施する政策に含まれるような国の義務とするのか。権利義務の関係とするのは行きすぎだと思うが、この点についてどのように考えるのか。

(大森座長)

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第4条の読み方はどうなっているのか。いずれにしてもあっせん案を作るとした場合、検討経緯やどういう議論があったかも含めた前書きは必要になる。

(松尾委員)

まず国の立場をはっきりさせてもらいたい、どのように位置付けた国の負担として考えているのか。

(大森座長)

理由は考えてもらわないといけないが、防衛省に後押ししてもらっていい。
このあっせんの内容で考えてもらいたい。

(松尾委員)

国会における答弁内容については事前に確認してもらいたい。

(大森座長)

以上の方向で、次回結論を出すことにしたい。

(2) 報告

事務方から、以下について概要を報告した。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 留置施設の被留置者を刑事施設へ移送する場合の処方薬の取扱いの改善 (回答)② 職業訓練受講給付金の支給審査に当たって収入に交通費を含めている取扱いの見直し (回答)③ AEDの設置拡大、適切な管理等 (回答) |
|--|

以 上